

つがる市創業支援事業補助金に関する Q&A

問 1. つがる市外に在住している者が、つがる市で創業する場合、対象になりますか。

対象となります。

問 2. すでに事業を営んでおります（開業届提出済、法人設立登記済）が、別事業で創業する場合、対象となりますか。

すでに事業を営んでいる方が創業する場合、別事業であったとしても対象にはなりません。あくまでも、事業を営んでいない方が新しく創業する場合を対象としています。

問 3. 要綱第 2 条 (1) の創業の定義「事業を営んでいない個人」とはどんな人を指しますか。

給与所得者、主婦、学生、失業者、年金生活者、会社の代表権のない役員を指します。

廃業又は代表権のある役員を辞任した場合は、「事業を営んでいない個人」に該当することになります。

問 4. 創業後も給与収入等がある場合、対象となりますか。

原則、対象となりません。ただし、近い将来、創業する事業のみで生計を立てる意向がある方については補助対象となることもありますのでご相談ください。

問 5. 個人事業主が新たに法人を設立する場合は、対象となりますか。

既に事業を営んでいることとなるため、対象とはなりません。

問 6. 具体的にどのような経費が対象となりますか。

対象経費	例
賃借料	事業所や店舗の家賃、製造業で使用する機械や設備、飲食店で使用する厨房器具等を借りる際に要する経費（リース料も含まれます）
広告宣伝費	広告制作費、広告掲載料等の宣伝広告に要する経費
印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の作成に要する経費
委託料	ロゴデザイン、ウェブページ作成等を外部に委託する経費
備品購入費	製造業で使用する機械や設備、飲食店で必要な厨房器具等の購入経費
工事請負費	店舗又は施設の改装又は改修工事に要する経費 (内装又は外装工事、給水管工事、空調工事、電気工事等) ただし、新築工事費は対象外となります

※上記対象経費に含まれるものであっても、支払いを確認できる書類等がそろわない場合は対象外となります。

問7.賃借料について、店舗兼住居の場合対象になりますか。

店舗兼住居の場合、対象外となります。ただし、住居部分と店舗部分が明確に区分されており、賃借料も契約書等に明記されている場合は補助対象となることもありますのでご相談ください。

問8.汎用品とはどのようなものを指しますか。

自動車、家電、パソコン、タブレット、スマートフォン等汎用性が高いものを指します。ただし、事業に必要なもので、その事業のみに使用する物品であり、業務上必要不可欠なものと認められる場合には、対象となることもありますので、適宜お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 つがる市経済部商工労政課（市役所2階）

TEL:0173-42-2111(内線418、419) Mail:shokorosei@city.tsugaru.lg.jp